

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年 2月23日	
【会社名】	北越工業株式会社	
【英訳名】	HOKUETSU INDUSTRIES CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉岡 謙一	
【本店の所在の場所】	新潟県燕市下粟生津3074番地	
【電話番号】	0256 ( 93 ) 5571	
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 上原 均	
【最寄りの連絡場所】	新潟県燕市下粟生津3074番地	
【電話番号】	0256 ( 93 ) 5571	
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 上原 均	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当	146,985,000円
	一般募集	232,850,000円
	引受人の買取引受による売出し	1,469,850,000円
	オーバーアロットメントによる売出し	244,975,000円
	（注）1．その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年 2月16日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。	
	2．一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年 2月16日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。	
	3．売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年 2月16日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。	
【安定操作に関する事項】	1．今回の募集（一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当を除く。）及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。	
【縦覧に供する場所】	北越工業株式会社東京本社 （東京都新宿区西新宿一丁目22番2号新宿サンエービル） 北越工業株式会社大阪支店 （大阪府摂津市新在家二丁目32番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）	

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、100株であります。

(注) 1. 平成27年2月23日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、平成27年2月23日(月)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集(以下「一般募集」という。)250,000株及びその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)150,000株の合計であります。一般募集及びその他の者に対する割当は、当社の保有する当社普通株式の処分(自己株式の処分)により行われるものであるため、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3. 一般募集及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 一般募集、その他の者に対する割当及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成27年2月23日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式250,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当自己株式処分」という。)を行うことを決議しております。

5. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成27年3月3日（火）から平成27年3月5日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け（一般募集）」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

### （1）【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当		150,000株	146,985,000	-
一般募集	新株式発行	-	-	-
	自己株式の処分	250,000株	232,850,000	-
計（総発行株式）		400,000株	379,835,000	-

（注）1．一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。

その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照下さい。

2．一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3．一般募集及びその他の者に対する割当は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

4．発行価額の総額は、平成27年2月16日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】(一般募集)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	- (注)3.	100株	自平成27年3月6日(金) 至平成27年3月9日(月) (注)4.	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年3月12日(木) (注)4.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年3月3日(火)から平成27年3月5日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、一般募集の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、差引手取概算額、本件第三者割当自己株式処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.airman.co.jp/) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年3月2日(月)から平成27年3月5日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年3月3日(火)から平成27年3月5日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年3月3日(火)の場合、申込期間は「自平成27年3月4日(水)至平成27年3月5日(木)」、払込期日は「平成27年3月10日(火)」

発行価格等決定日が平成27年3月4日(水)の場合、申込期間は「自平成27年3月5日(木)至平成27年3月6日(金)」、払込期日は「平成27年3月11日(水)」

発行価格等決定日が平成27年3月5日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(一般募集)へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年3月3日(火)の場合、受渡期日は「平成27年3月11日(水)」

発行価格等決定日が平成27年3月4日(水)の場合、受渡期日は「平成27年3月12日(木)」

発行価格等決定日が平成27年3月5日(木)の場合、受渡期日は「平成27年3月13日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】(一般募集)

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新潟支店	新潟県新潟市中央区西堀通六番町5942

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

(5) 【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	- (注) 2.	100株	平成27年3月17日(火) (注) 3.	該当事項はあ りません。	平成27年3月18日(水) (注) 3.

(注) 1. 発行価格については、前記「(2) 募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格と同一といたします。

2. その他の者に対する割当は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日のそれぞれ8営業日後及び9営業日後となります。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年3月3日(火)の場合、申込期間は「平成27年3月13日(金)」、払込期日は「平成27年3月16日(月)」

発行価格等決定日が平成27年3月4日(水)の場合、申込期間は「平成27年3月16日(月)」、払込期日は「平成27年3月17日(火)」

発行価格等決定日が平成27年3月5日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 全株式(150,000株)を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に割当て、一般募集は行いません。

5. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

(6) 【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
北越工業株式会社 本社	新潟県燕市下粟生津3074番地

(7) 【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新潟支店	新潟県新潟市中央区西堀通六番町5942

## 3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	250,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		250,000株	

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
379,835,000	9,000,000	370,835,000

(注) 1. 新規発行による手取金の使途とは一般募集及びその他の者に対する割当による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは一般募集及びその他の者に対する割当による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年2月16日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額370,835,000円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって決議された本件第三者割当自己株式処分の手取概算額上限231,850,000円と合わせた手取概算額合計上限602,685,000円について、当社米国子会社AIRMAN USA CORPORATIONへの融資資金として平成27年4月までに200,000,000円、残額を当社の運転資金として平成28年3月末までに充当する予定であります。AIRMAN USA CORPORATIONは、エンジンコンプレッサ及び発電機の世界最大規模のマーケットである米国に昨年12月に設立した子会社で、上記融資について今後の運転資金に充当する予定であります。また、米国における製品の販売は、AIRMAN USA CORPORATIONを通じて行われ、当社のAIRMAN USA CORPORATIONに対する売上債権の回収期間が従来より長くなることから、当社に約8億円の運転資金負担が発生する見込みであり、当該運転資金負担の一部として充当する予定です。なお、支払いまでの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年3月3日(火)から平成27年3月5日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	1,500,000株	1,469,850,000	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行 500,000株 新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1 株式会社第四銀行 500,000株 東京都杉並区 佐藤 美武 400,000株 東京都杉並区下井草一丁目25番20号 バイオグリーン有限公司 100,000株

- (注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 売出価額の総額は、平成27年2月16日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又 は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の 株式会社東京証券取 引所における当社普 通株式の普通取引の 終値(当日に終値の ない場合は、その日 に先立つ直近日の終 値)に0.90~1.00を 乗じた価格(1円未 満端数切捨て)を仮 条件とします。	未定 (注)1. 2.	自 平成27年 3月6日(金) 至 平成27年 3月9日(月) (注)3.	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先金 融商品取 引業者の 本店並び に全国各 支店及び 営業所	東京都千代田区大手町一 丁目5番1号 みずほ証券株式会社  東京都千代田区丸の内一 丁目9番1号 大和証券株式会社  新潟県長岡市城内町三丁 目8番地26 新潟証券株式会社  新潟県長岡市大手通一丁 目5番地5 岡三にいがた証券株式 会社	(注)4.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年3月3日(火)から平成27年3月5日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、一般募集の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、差引手取概算額、本件第三者割当自己株式処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.airman.co.jp/)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、平成27年3月13日(金)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年3月2日(月)から平成27年3月5日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年3月3日(火)から平成27年3月5日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年3月3日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年3月4日(水) 至 平成27年3月5日(木)」、受渡期日は「平成27年3月11日(水)」

発行価格等決定日が平成27年3月4日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年3月5日(木) 至 平成27年3月6日(金)」、受渡期日は「平成27年3月12日(木)」

発行価格等決定日が平成27年3月5日(木)の場合は上記申込期間及び受渡期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。



なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け(一般募集) 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほ証券株式会社	974,900株
大和証券株式会社	437,500株
新潟証券株式会社	43,800株
岡三にいがた証券株式会社	43,800株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### 3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	250,000株	244,975,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、一般募集の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、差引手取概算額、本件第三者割当自己株式処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.airman.co.jp/)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成27年2月16日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又 は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1.	自 平成27年3月6日(金) 至 平成27年3月9日(月) (注)1.	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所		

(注)1. 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成27年3月13日(金)( )であります。

ただし、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における株式の受渡期日と同日といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、250,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年2月23日（月）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式250,000株の第三者割当による自己株式の処分（本件第三者割当自己株式処分）を、平成27年3月30日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

（注）1．

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年3月23日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2．）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。従ってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1．本件第三者割当自己株式処分の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式	250,000株
(2) 払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。	
(3) 割当先	みずほ証券株式会社	
(4) 申込期間（申込期日）	平成27年3月27日（金）	
(5) 払込期日	平成27年3月30日（月）	
(7) 申込株数単位	100株	

#### 2．シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年3月3日（火）の場合、「平成27年3月6日（金）から平成27年3月23日（月）までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月4日（水）の場合、「平成27年3月7日（土）から平成27年3月23日（月）までの間」

発行価格等決定日が平成27年3月5日（木）の場合、「平成27年3月10日（火）から平成27年3月23日（月）までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行、株式会社第四銀行、佐藤 美武及びバイオグリーン有限会社並びに当社株主である千代田産業株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、その他の者に対する割当の割当先である、本信託（後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 b 提出者と割当予定先との関係」において定義される意味によります。）の再信託受託者としての資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）及び受託者としてのみずほ信託銀行株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、かかる再信託受託者及び受託者としての地位において、当社普通株式の売却等（ただし、当社が導入する株式給付信託（J-ESOP）に係る信託契約及び関連契約に基づく売却及び処分を除く。）を行わない旨合意しております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）の当社普通株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e 株券等の保有方針」をご参照下さい。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、その他の者に対する割当、本件第三者割当自己株式処分及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 3 その他の者に対する割当について

一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成27年2月23日（月）開催の取締役会において資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、株式給付信託（J-ESOP）制度の導入に基づき、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。当該第三者割当による自己株式の処分にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に当該割当が一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分も中止いたします。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成27年2月23日現在のものです。

## 株式給付信託（J-ESOP）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の従業員等に対し当社株式又は当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

## (1) 概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

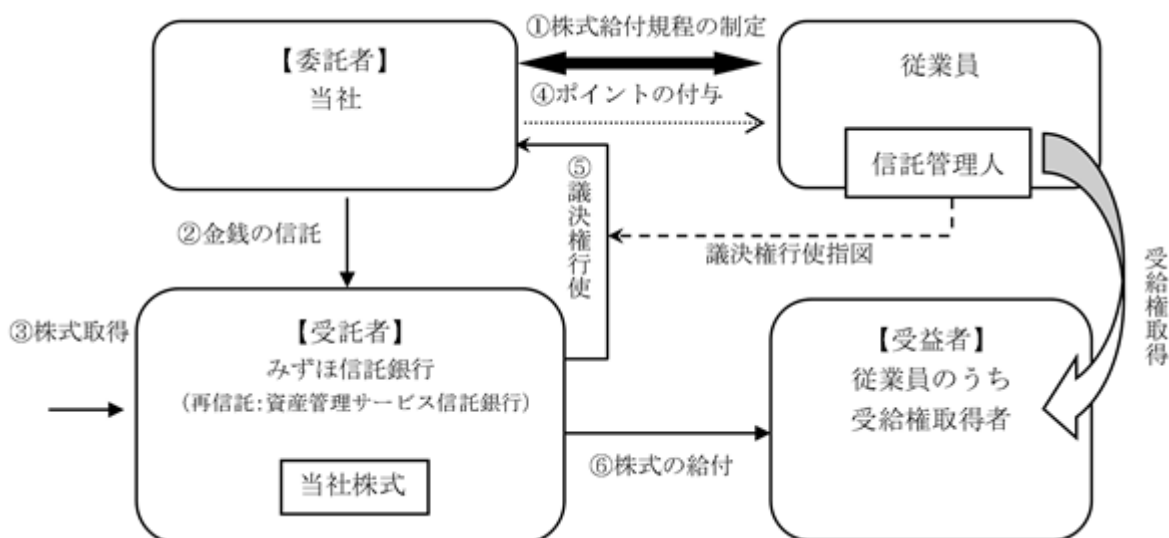
当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、「株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行う際に、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

## (2) 受益者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

## &lt; 株式給付信託の概要 &gt;



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

## c 割当予定先の選定理由

本制度は、「b 提出者と割当予定先との関係 株式給付信託（J-ESOP）の内容（1）概要」に記載しましたとおり、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

今般、当社は、本制度を導入するにあたり、同種に制度の受託実績や制度導入後に至るサポート体制、導入後の事務体制等を、本制度の円滑かつ確実な導入と運営等の観点から総合的に検討した結果、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）を割当予定先として選定いたしました。なお本制度においては、「株式給付信託（J-ESOP）の内容（1）概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）として本信託契約を締結する予定でありますので、本制度の導入に際し設定される当社株式の保有及び処分を行う資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本制度の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた受託者）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

## d 割り当てようとする株式の数

150,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成27年3月16日から平成27年3月18日までの間のいずれかの日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

また、本信託の再信託受託者である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、みずほ証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日

目の日に終了する期間中は、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、かかる再信託受託者としての地位において、当社普通株式の売却等（ただし、当社が導入する株式給付信託（J-ESOP）に係る信託契約及び関連契約に基づく売却及び処分を除く。）を行わない旨合意しております。

#### f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。

当社からの当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

#### g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人及び受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、現在又は過去において当社の役員の2親等内の家族ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

#### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定する予定です。

上記のその他の者に対する割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法であると判断しております。したがって、その他の者に対する割当は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。

なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成27年2月23日（月）開催の取締役会において、出席した監査役3名（うち社外監査役2名）が適法である旨意見を表明しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の処分株式数は150,000株であり、平成26年9月30日現在の当社の発行済株式総数30,165,418株に対する割合は0.50%、平成26年9月30日現在の総議決権数28,648個（当社は平成26年12月1日付にて単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。平成26年9月30日時点の株主名簿においては単元株式数1,000株として総議決権数が算出されていることから、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当自己株式処分により増加する議決権数については、単元株式数を1,000株として算出しております。）に対する割合は0.52%に相当するものであります。また、並行第三者割当自己株式処分の処分株式数については、株式給付規程に基づき当初5年間で当社従業員に付与すると見込まれるポイント数に相当する株式数であります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当自己株式処分により処分される株式数は最大650,000株であり、平成26年9月30日現在の当社の発行済株式総数30,165,418株に対する割合は最大2.15%、平成26年9月30

日現在の総議決権数28,648個に対する割合は最大2.27%に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、当社米国子会社にかかる融資資金、当該子会社との取引に関連する当社運転資金に充当する予定であります。したがって、中長期的な観点から当社のさらなる企業価値向上に資するものであるため、今回の処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、資金使途につきましては、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照下さい。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
バイオグリーン有限会社	東京都杉並区下井草一丁目25-20	2,544	8.88%	2,444	8.34%
千代田産業株式会社	東京都中野区中野三丁目34-32	1,748	6.10%	1,748	5.97%
佐藤 美武	東京都杉並区	1,981	6.91%	1,581	5.40%
北越工業持株会	新潟県燕市下粟生津3074	1,463	5.11%	1,463	4.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	1,231	4.30%	1,231	4.20%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5-5	1,432	5.00%	932	3.18%
株式会社第四銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071-1	1,432	5.00%	932	3.18%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6	568	1.98%	568	1.94%
石田 君江	新潟県長岡市	550	1.92%	550	1.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	541	1.89%	541	1.85%
計		13,493	47.09%	11,993	40.92%

(注) 1. 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。当社は平成26年12月1日付にて単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。平成26年9月30日時点の株主名簿においては単元株式数1,000株として総議決権数が算出されていることから、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当自己株式処分により増加する議決権数については、単元株式数を1,000株として算出しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、引受人の買取引受による売出し後の所有株式数及び平成26年9月30日現在の総議決権数28,648個に、その他の者に対する割当(処分株式数150,000株)並びに一般募集(処分株式数250,000株)及び本件第三者割当自己株式処分(処分株式数250,000株)による上限の議決権数の合計650個を加えて算出した数値です。実際の割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件第三者割当自己株式処分の処分株式数によって上記記載と異なる可能性があります。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。



## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ **AIRMAN** を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、一般募集の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、差引手取概算額、本件第三者割当自己株式処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]http://www.airman.co.jp/）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

- 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年2月24日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成27年3月3日から平成27年3月5日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
- 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
  - ・先物取引
  - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
  - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
- 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

・表紙の次に、以下の「会社概要」から「業績等の推移（連結）」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

## 会社概要

会社名	北越工業株式会社
ブランド名	<b>AIRMAN</b>
設立	昭和13年5月15日
本店所在地	新潟県燕市下粟生津3074番地
事業内容	エンジンコンプレッサ、エンジン発電機、モータコンプレッサ、高所作業車等の製造・販売
資本金	34億1,654万円
連結売上高	308億円（平成26年3月期）
連結従業員数	576名（平成26年3月末）

## 沿革

昭和13年5月	株式会社地蔵堂鋳物工業所を設立。
昭和14年12月	北越工業株式会社に商号変更。
平成3年1月	オランダ国アムステルダム市に連結子会社、HOKUETSU INDUSTRIES EUROPE B.V.を設立。
平成5年4月	埼玉県八潮市に連結子会社、株式会社イーエスシーを設立。
平成6年8月	新潟本社・工場が品質保証規格ISO9001の認証取得を受ける。
平成12年3月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成12年3月	エアマン電子株式会社（現：イーエヌシステム株式会社）を連結子会社とする。
平成13年4月	新潟県燕市に連結子会社、株式会社ファンドリーを設立。
平成17年4月	本社・工場が品質保証規格ISO14001の認証取得を受ける。
平成25年10月	マレーシア セランゴール州に子会社、HOKUETSU INDUSTRIES ASIA SDN. BHD.（現：AIRMAN ASIA SDN. BHD.）を設立。
平成26年3月	東京証券取引所市場第一部に上場。
平成26年12月	米国ジョージア州に子会社、AIRMAN USA CORPORATIONを設立。

## ● 当社グループ

株式会社エーエスシー：部品販売／修理・サービス  
 イーエヌシステム株式会社：電子部品製造／エンジニアリング  
 株式会社ファンドリー：鋳造品製造／機械部品加工

HOKUETSU INDUSTRIES EUROPE B.V. (オランダ)：欧州販売  
 AIRMAN ASIA SDN.BHD. (マレーシア)：アジア販売  
 AIRMAN USA CORPORATION (米国)：現地生産販売  
 上海復盛埃爾曼機電有限公司 (中国)：現地生産販売

## ○ 当社事業所及び国内子会社（平成26年12月31日現在）

- 当社本社・工場
- 当社支店・営業所
- (株)エーエスシー
- イーエヌシステム(株)
- (株)ファンドリー



## ○ 海外関係会社（平成26年12月31日現在）





## 事業の内容

当社グループは、当社、子会社6社及び関連会社1社で構成され、コンプレッサ、エンジン発電機及び高所作業車等の建設機械・産業機械の製造及び販売を主な内容とし事業活動を展開しております。

## 建設機械事業

土木建設現場や採鉱現場で使われるエンジンコンプレッサ、エンジン発電機及び高所作業車等を製造・販売しております。

### エンジンコンプレッサ

エンジンコンプレッサは当社の主力製品である可搬式コンプレッサで、主に土木、建設工事現場等で建設機械の動力源として活用されています。

昭和13年の創業以来コンプレッサメーカーとして高い実績を積み上げており、お客様の様々なニーズに対応できる小型から超大型までの豊富なモデル群、(社)日本機械工業連合会より「優秀省エネルギー機器賞」を受けた低燃費性能等、卓越した技術力を活かし当社グループの基盤事業として展開しております。



### エンジンコンプレッサの使用例



● 土木建設現場 ●



● 採鉱現場 ●

### エンジン発電機

工事現場での電源はもちろんイベント会場の電源やお祭りの屋台などにも活躍する発電機ですが、自然災害や送電トラブルが原因となる停電時にも活用されております。また、国土交通省が推進するNETIS（新技術情報提供システム）にも登録されたオイルフェンス一体型やインバータ内蔵仕様などお客様の要望をいち早く取り入れて提供することにより、市場競争力を高めております。



### エンジン発電機の使用例



● 河川工事 ●



● 一般停電用予備電源 ●

## 高所作業車

ビルの設備・内装工事等で、固定した足場を作らず、容易に高所での作業を可能とする高所作業車「ENTL・ENCL」シリーズは、クレーンでの積み下ろしやメンテナンスが簡単にできる設計となっております。また、高所作業台「ENHL」シリーズは、一人でも移動や乗り降りが簡単にできるなど、あらゆる面で使いやすさを追求し、市場の開拓を推し進めております。



## 高所作業車の使用例



● 工場内高所メンテナンス作業 ● 工場内内装工事 ●

## ○ 産業機械事業

工場設備用のモータコンプレッサを製造及び販売しております。

## モータコンプレッサ

可搬式とは違い一定の場所に設置して稼働するコンプレッサであり、主に自動車、食品、医薬品、バイオ、印刷などの生産工場の動力源として活用されています。特に「SMS」シリーズは、エンジンコンプレッサやエンジン発電機のノウハウを駆使した屋外専用ボディを採用し、モータコンプレッサでも屋外に設置できるなど、付加価値の高い差別化を生み出していくことにより、市場競争力を高めております。



## モータコンプレッサの使用例



● 印刷工場 ●

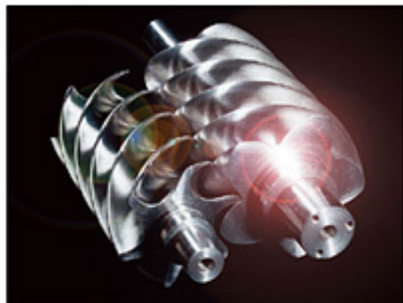


● 塗装工場 ●



## トピックス

### ○ 新型ASロータの開発



コンプレッサの心臓部である圧縮機本体のスクリー歯形の歯数を増やすことによって圧縮効率を上げ、空気量を大幅にアップさせることに成功いたしました。専用加工機で研削加工し、さらに3次元測定器による検査を行うことで安定した高い品質に仕上げております。この「新型ASロータ」は順次機種展開してまいります。

### ○ 新塗装工場の建設

従来の工場内における塗装設備では、外装部品の下塗りを溶剤の吹き付けで行って行っておりましたが、新たに建設した塗装工場では、塗料を入れた槽に部品をくぐらせ、高電流を流してごく薄い塗膜をつくる「カチオン電着塗装」という方式を採用しております。吹き付けでは塗料が行き渡らず、錆発生の原因となってしまう細かな部分にまで塗装できるのが特徴です。

塗装品質を改善したことにより、製品の外観の美しさや錆などの腐蝕への耐久性をアピールし、中国や東南アジアなど海外市場での、廉価な他社製品との差別化を図り販売拡大につなげてまいります。



### ○ 米国子会社を新設



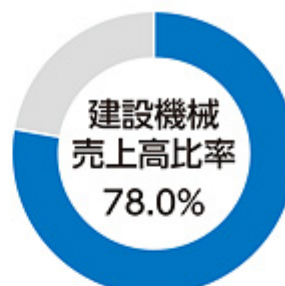
当社は、海外市場における主力製品のシェア拡大を重要政策の一つと捉えております。

そのなかで、世界最大規模のマーケットであり、排ガス規制等の現地での法的規制に迅速かつ的確に対応するため、北米の生産・販売拠点となる子会社「AIRMAN USA CORPORATION」を平成26年12月に設立いたしました。

## セグメントの状況（平成26年3月期）

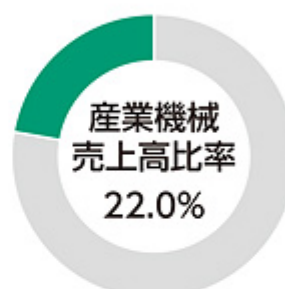
### ○ 建設機械事業

売上高 **240億34**百万円  
セグメント利益 **27億69**百万円



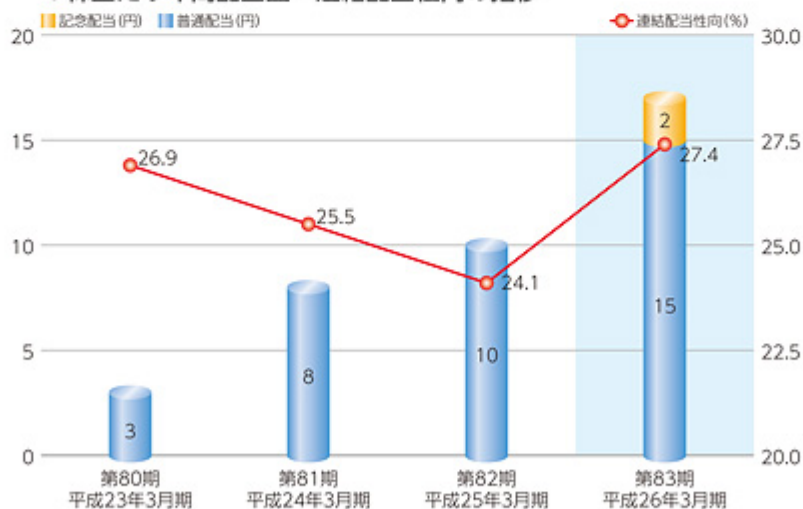
### ○ 産業機械事業

売上高 **67億73**百万円  
セグメント利益 **9億36**百万円



## 配当政策

1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移

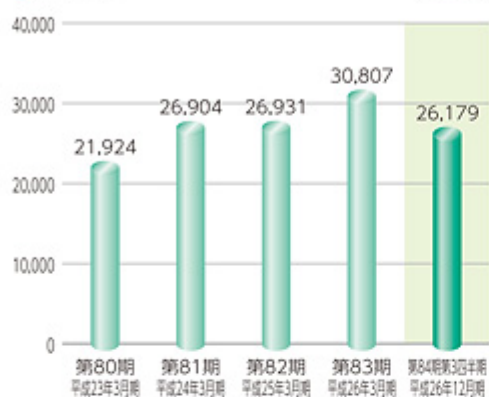


当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けております。基本的には、企業体質の強化や将来の収益力向上に向けた投資に内部留保を効率的に活用しながら収益状況に対応した配当を継続的に行う方針であります。

## 業績等の推移（連結）

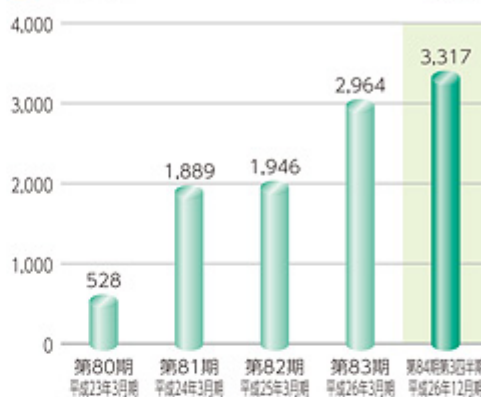
●売上高

(百万円)



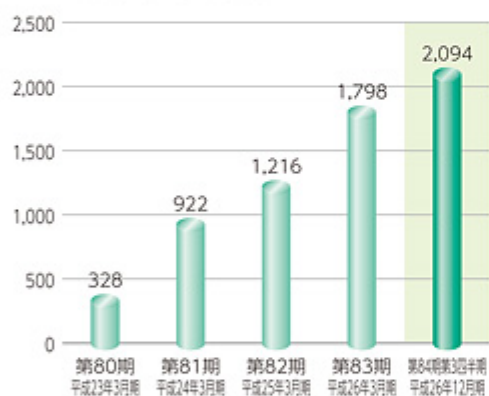
●経常利益

(百万円)



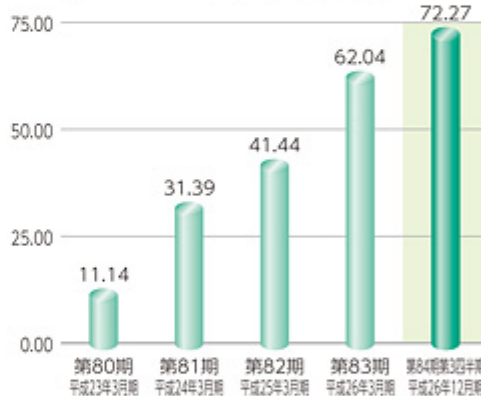
●当期（四半期）純利益

(百万円)



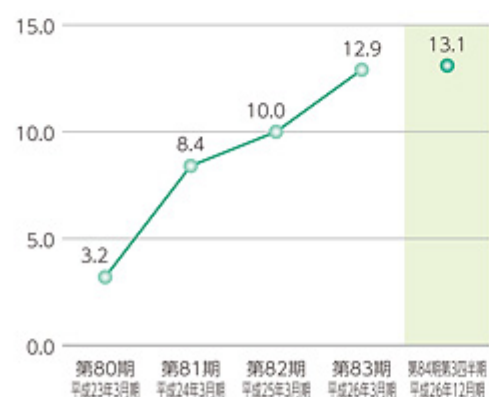
●1株当たり当期（四半期）純利益

(円)



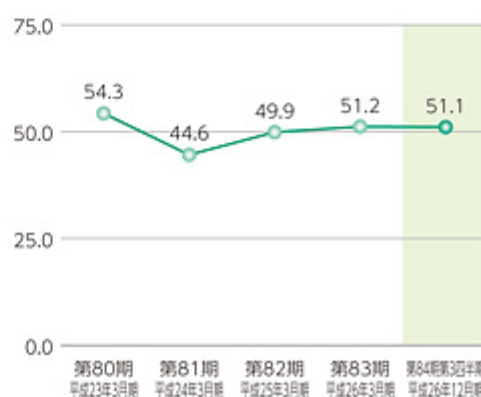
●自己資本当期（四半期）純利益率

(%)



●自己資本比率

(%)



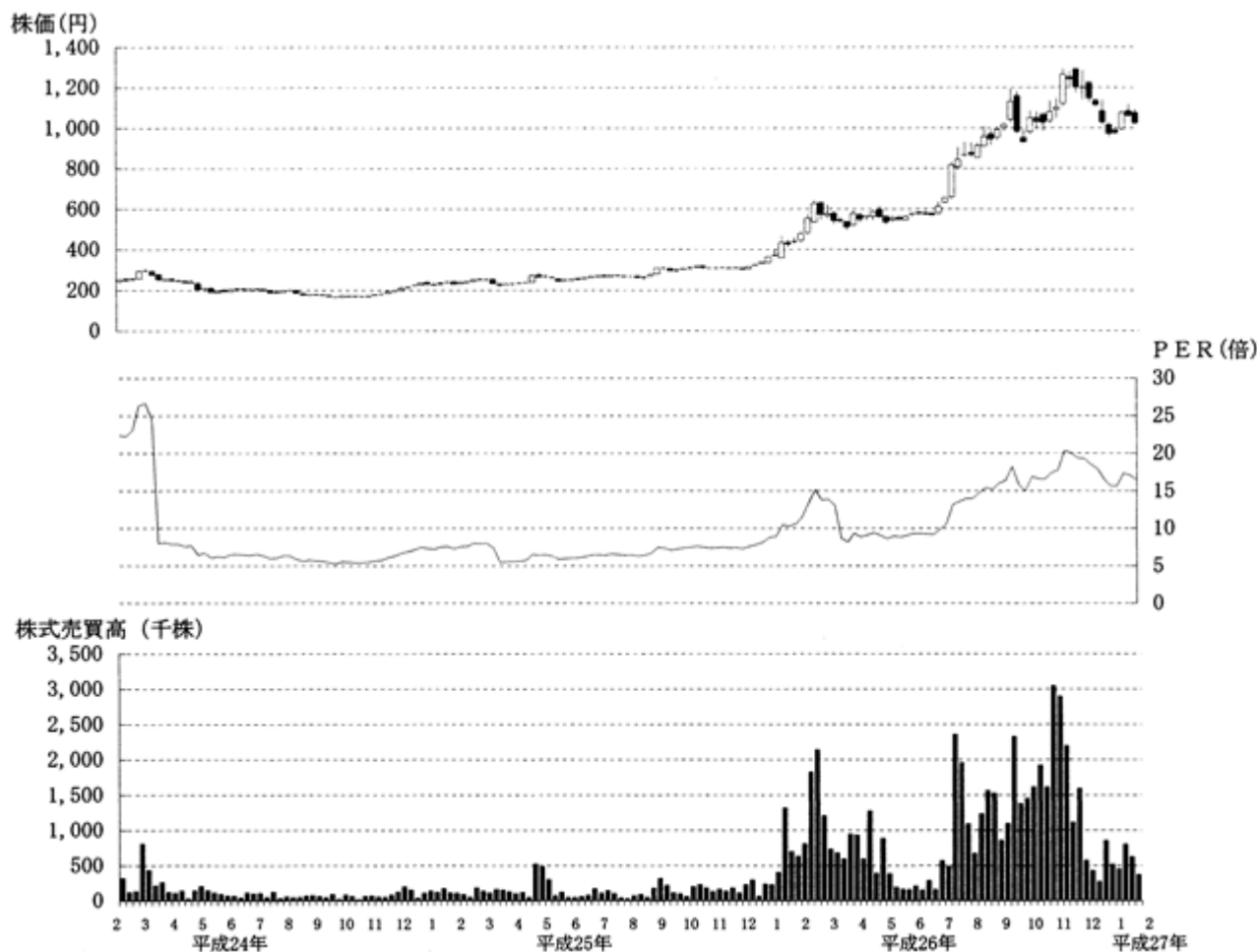


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

### 1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成24年2月20日から平成27年2月13日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- （注）1．・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2．P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益 (連結)}}$$

平成24年2月20日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成27年2月13日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

### 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年8月23日から平成27年2月16日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第83期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第84期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月8日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第84期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月13日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第84期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年2月12日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年2月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年2月23日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成27年2月23日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年2月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年2月23日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、今後変動する可能性があります。

##### (1) 市場環境の変動

当社グループは、建設関連機械及び工場設備関連機械の製造・販売を主な事業としており、建設投資や民間設備投資等の変動により、当社グループの製品需要に影響を受けます。需要の変動には社内外の情報を基に逐次対応を図っておりますが、予想を超えた経済情勢の急激な変動による建設投資や民間設備投資の変化、それに伴う需要動向に対応が間に合わず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

**(2) 為替相場の変動**

当社グループの海外売上高比率は、40.0%となっております。北米・欧州の取引においては米ドル・ユーロ建取引となり、為替相場の変動の影響を直接的に受け易くなっております。その他の国におきましても、円と現地通貨との為替相場の変動により間接的に価格競争で影響を受けております。外貨建ての営業債権等について、管理部経理財務グループが通貨別月別に為替変動による影響額を把握し取締役会に報告しておりますが、予想を超えた為替相場の変動は当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

**(3) 原材料価格の変動**

当社グループ製品は、鉄、銅、原油等を素材とする原材料を多く使用しております。こうした素材価格は市況によって変わり、当社グループが調達する原材料価格に変動を受けます。生産性の向上や販売価格の見直し等で原材料価格の変動を吸収するように努めますが、当社グループで吸収できる範囲を超える変動は業績に影響を与える可能性があります。

**(4) 公的規制等の影響**

当社グループ製品は、安全や環境等の公的規格や規制及び輸出入規制、税制の影響をそれぞれの国において受けております。こうした規制等に対応するために新製品開発やモデルチェンジ、コストダウンを進めておりますが、予期しない規制等が設けられた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

**(5) 製造物責任について**

当社グループは、公的規格や規制の遵守はもとより、安全性、信頼性の向上に向けて厳しい社内品質基準を設けて製品の開発、製造を行っておりますが、万が一、予期せぬ製品不具合により製造物責任の事象が発生した場合、製造物責任保険で補えず、業績に影響を与える可能性があります。

**(6) 天災等の影響**

当社グループは、新潟県燕市を生産拠点としておりますが、原材料の加工や部品の供給は国内各地及び海外より調達しております。これらの地域での地震や水害等の天災や戦争、テロ、事故等により大きな被害が発生した場合、原材料の調達や生産活動に影響を受け当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

**第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

北越工業株式会社 本社

（新潟県燕市下粟生津3074番地）

北越工業株式会社東京本社

（東京都新宿区西新宿一丁目22番2号新宿サンエービル）

北越工業株式会社大阪支店

（大阪府摂津市新在家二丁目32番13号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

**第四部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第五部【特別情報】**

該当事項はありません。